

長岡市廃棄物減量等推進審議会の概要

1 役割

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」により設置している審議会。主に家庭から出るごみ（一般廃棄物）の減量や適正処理等に関する事項を審議するもの。

（平成10年度に第1次の長岡市廃棄物減量等推進審議会を設置。令和8年度は第15次となる。）

2 定数・任期

21人以内 令和8年7月1日から令和10年6月30日（2年間）

3 主な審議内容

- ・ 「長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に関する事項
- ・ 年度ごとに作成する「長岡市一般廃棄物処理実施計画」に関する事項
- ・ ごみ収集計画に関する事項

【参考】前期（令和6～7年度）の審議事項（主なもの）

- ・ 一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ）の改定について **諮問事項**
- ・ ごみ収集計画について
- ・ 長岡市一般廃棄物処理実施計画について
- ・ ごみ発生量と資源化量及びリサイクル率について

【関係規定（抜粋）】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日 法律第137号）

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年12月24日 条例第38号）

（廃棄物減量等推進審議会）

第32条 市長は、法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、長岡市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する21人以内の委員で組織する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成10年3月30日 規則第24号）

（廃棄物減量等推進審議会の組織）

第24条 条例第32条に規定する長岡市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 廃棄物関連業者

(4) 識見を有する者

（会長及び副会長）

第25条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第27条 審議会は、審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。